

熊本県（以下「県」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、熊本県有明・八代工業用水道運営事業（以下「本事業」という。）の優先交渉権者を選定したので、PFI 法第 11 条第 1 項の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

令和 2 年 9 月 1 4 日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県有明・八代工業用水道運営事業  
優先交渉権者選定結果

令和2年（2020年）9月

熊本県企業局

## 目 次

1	事業概要	1
(1)	事業名称	1
(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	1
(3)	公共施設等の管理者等	1
(4)	事業方式及び内容	1
(5)	事業期間	3
(6)	利用料金	3
(7)	費用負担	4
2	経緯	6
3	優先交渉権者選定	7
(1)	優先交渉権者選定の手順	7
(2)	優先交渉権者等選定の体制及び選定経緯	8
(3)	参加資格審査	8
(4)	総合審査	9
(5)	優先交渉権者の選定	10
4	優先交渉権者の提案に基づく特定事業の評価	12
(1)	定量評価	12
(2)	定性評価	12

## 1 事業概要

### (1) 事業名称

熊本県有明・八代工業用水道運営事業

### (2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

#### ア 名称

有明工業用水道及び八代工業用水道

#### イ 種類

工業用水道並びにこれらに附帯する施設

### (3) 公共施設等の管理者等

熊本県知事 蒲島 郁夫

### (4) 事業方式及び内容

募集要項等に定める手続きで選定された優先交渉権者が設立した SPC は、公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項に定める公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定を受けて、運営権を設定された選定事業者（以下「運営権者」という。）となる。

なお、本事業において運営権者が運営を行う対象施設は、有明工業用水道及び八代工業用水道における運営権設定対象施設を含む運営事業対象施設である。運営事業対象施設とは、運営権者が運営を行う施設を言い、このうち運営権設定対象施設とは、PFI 法により運営権を設定する対象施設を言う。

有明工業用水道は、県、福岡県、荒尾市及び大牟田市（以下「県等 4 団体」という。）との共有施設<sup>1</sup>となっており、県等 4 団体が締結する協定書等に基づき県が施設を管理している。また、配水本管・支管は県単独の所有施設である。有明工業用水道における運営事業対象施設は、県等 4 団体が共有し県が管理する施設及び県単独の所有施設である。また、運営権設定対象施設は、県等 4 団体が共有する施設における県の所有部分及び県単独の所有施設である。

八代工業用水道は、新遥拝堰から松高用水路までは県、八代平野土地改良区、上天草・宇城水道企業団（以下「企業団」という。）及び民間企業 2 社との共有施設であり、遥拝頭首工管理協議会、北岸導水路管理協議会又は八代平野土地改良区が管理している。萩原接合井から白島浄水場までは、県と企業団との共有施設であり、県が施設を管理している（但し、白島浄水場の沈殿池及びブロック形成池のそれぞれ 2 池のうち 1 池は企業団が管理し、また、汚泥処理施設は県が企業団に管理を委託している。）。

---

<sup>1</sup> 福岡県は工業用水道、荒尾市及び大牟田市は上水道である。

また、配水本管・支管は県単独の所有施設である。八代工業用水道における運営事業対象施設は、県と企業団が共有し県が管理する施設、汚泥処理施設及び県単独の所有施設である。また、運営権設定対象施設は、県と企業団が共有する施設における県の所有部分及び県単独の所有施設である。なお、汚泥処理施設には、企業団から県への管理区分の変更を停止条件とする停止条件付運営権を設定するものとし、当該停止条件が満たされるまでは、運営権者は以下に示される業務の履行義務を負わないものとする。

運営権者は、県との間で公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、以下の事業を実施する。

#### ア 義務事業

##### ① 統括マネジメントに係る業務

- ・事業実施体制の構築
- ・人員の配置
- ・事業計画の作成
- ・財務管理
- ・セルフモニタリング
- ・情報公開と説明責任の履行

##### ② 工業用水等の供給に係る業務

- ・工業用水等の供給
- ・運営事業対象施設の運転管理
- ・運営事業対象施設の保全管理
- ・顧客管理
- ・危機管理
- ・県が維持する許認可の更新への協力
- ・県が行うユーザー企業誘致活動への支援
- ・県職員に対する教育・研修
- ・運営事業対象施設の公開・見学対応
- ・運営事業対象施設の警備
- ・運営事業対象施設の清掃
- ・道路管理者等が行う道路工事等への立会い

##### ③ 施設の更新に係る業務

- ・更新計画及び更新実施計画の作成
- ・更新工事の実施
- ・県及び共同管理者が行う補助金申請への協力

## イ 任意事業

任意事業とは、運営権者は自らの責任と費用負担で行う独立採算の事業をいう。

運営権者は、義務事業に関連する範囲で任意事業を提案することができ、また、事業期間中においても、任意事業を提案することができる。

## (5) 事業期間

### ア 本事業の事業期間

事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）から20年を経過する日が属する事業年度末（事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。本事業開始日以降に、実施契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を実施契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は令和3年（2021年）4月1日を予定している。また、事業期間の延長がない場合、本事業終了日は令和23年（2041年）3月31日を予定している。なお、事業年度とは、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間をいう。

### イ 本事業期間の延長

事業期間については原則延長を行わない。但し、不可抗力事象の発生その他事業期間の延長を必要とする事由が生じた場合に限り、県及び運営権者は、事業期間の延長を申し出ることができる。

県と運営権者が協議により合意した場合には、事業期間を延長することができる。なお、事業期間の延長は1回に限るものではないが、延長期間の合計は5年間を超えることはできない。

### ウ 運営権の存続期間

運営権は、本事業終了日をもって終了し、同日をもって消滅する。

## (6) 利用料金

### ア 利用料金に関する用語の定義

本事業においては、熊本県工業用水道管理条例（以下「管理条例」という。）に基づきユーザー企業が支払う料金を「工業用水道料金」と称する。

工業用水道料金のうち、運営権者が収受する料金を本事業においては「利用料金」といい、工業用水道料金のうち、県が収受する料金を「県収受分料金」（協力料を含む。以下、別段の定めのない限り同様。）という。

#### イ 利用料金の決定

運営権者の収受する利用料金とは、工業用水道料金から協力料並びに協力料に係る消費税及び地方消費税を控除して得られる金額に対して、一定の比率（以下「按分率」という。）を乗じたものとする。

按分率は有明工業用水道と八代工業用水道のそれぞれについて設定する。また、按分率は、事業期間 20 年間のうち 5 年間毎の 4 期に分けて設定する。但し、事業期間が延長された場合は、当該延長期間の按分率は別途設定するものとする。

有明工業用水道と八代工業用水道における各按分率は、実施契約締結時に県及び運営権者が合意する。合意する按分率は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、運営権者が本事業の応募時に提案した按分率に一致するものとする。また、按分率の見直しは、実施契約に基づき行うものとする。

#### ウ 利用料金の徴収

運営権者は、利用料金及び実施契約の締結に併せて県及び運営権者との間で別途締結する料金收受代行業務委託契約に基づき県收受分料金をあわせた工業用水道料金をユーザー企業から徴収し、県收受分料金は県に送金するものとする。工業用水道料金の未納者への支払の催促は運営権者が行うが、催促をしても未納が継続する場合は実施契約に基づき県が督促に協力する。

### (7) 費用負担

県は、実施契約に基づき、運営権者に対して、以下の費用を支払う。また、運営権者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する費用を負担しなければならない。

#### ア 更新投資負担金

県は、運営権者が行う更新に要する一部の費用を負担金（以下「更新投資負担金」という。）として支払う。

更新投資負担金の金額は、運営権者による八代工業用水道に係る運営事業対象施設の更新工事に要した費用（撤去費を含まない。）に県が負担する費用の割合（以下「更新投資負担率」という。）を乗じて算出する。

実施契約締結時の更新投資負担率は 37.5%とする。なお、更新投資負担率は実施契約に基づき見直す場合がある。

#### イ 共同管理者負担金

県は、施設を共有する有明工業用水道の共同管理者と締結する協定書等（以下「協定書等」という。）に基づき共同管理者から以下の負担金を徴収し、実施契約に基づき運営権者に支払う。

### ① 建設負担金

県は、運営権者が行う有明工業用水道の運営事業対象施設（県及び共同管理者の共有持分全て）の更新に要する一部の費用を負担金（以下「建設負担金」という。）として支払う。

建設負担金の金額は、運営権者が更新工事に要した更新事業費（撤去費を含む。）に、協定書等に定める共同管理者の負担金の割合（74.5%）を乗じて算出する。

### ② 維持管理負担金

県は、運営権者が行う有明工業用水道の運営事業対象施設の維持管理に要する一部の費用を負担金（以下「維持管理負担金」という。）として支払う。

維持管理負担金の金額は、共有施設の維持管理・運営に要する費用を対象に、運営権者が提案時に提案し、実施契約締結時に県と合意した固定費（役務費、修繕費、一般管理費及びその他用水供給に係る費用）に、同じく実施契約締結時に合意した変動費（動力費及び薬品費）の単価に金山分水場出口での共同管理者への引渡水量を乗じて算出された金額を加算したと金額する。維持管理負担金は実施契約に基づき見直す場合がある。

また、維持管理負担金の固定費は、運営事業対象施設（県及び共同管理者の共有持分全て）に要する役務費、修繕費、一般管理費及びその他工業用水又は用水供給に係る費用の総額に、86%を乗じて算定された金額を20年間の総額とする。

なお、県は、実施契約に基づき、四半期毎に、当該固定費を均等に序した金額に当該四半期における引渡水量分の変動費を加算した金額を支払うものとする。

### ③ 運営権者経費

県は、運営権者による有明工業用水道の運営に要する費用（以下「運営権者経費」という。）として、毎年一定金額を支払う。

運営権者経費の年額（固定）は、本募集要項公表時に県が示した更新計画の建設負担金（3,147,628千円／消費税及び地方消費税を除く。）と運営権者が提案時に提示し、実施契約締結時に県と合意した更新計画に基づく建設負担金との差額に50%を乗じて、さらに事業期間である20年で除した金額とする。なお、本項でいう建設負担金には撤去費は含まないものとする。また、20年を超えて事業期間が延長された場合には県は運営権者経費を支払わない。



## 2 経緯

優先交渉権者選定までの主な経緯は以下のとおりである。

図表 1 本事業における優先交渉権者選定までの主な経緯

内容	時期
実施方針の公表	令和元年（2019年）10月8日
特定事業の選定及び公表	令和元年（2019年）12月4日
募集要項等の公表	令和元年（2019年）12月10日
参加表明書及び参加資格確認書類の提出期限	令和2年（2020年）2月6日
競争的対話における現地調査の実施	令和2年（2020年）2月17日～ 2月28日
競争的対話の実施	令和2年（2020年）3月18日～ 5月15日
提案書の提出期限	令和2年（2020年）6月19日
優先交渉権者の選定及び公表	令和2年（2020年）8月7日

### 3 優先交渉権者選定

本事業は、民間事業者に対して、有明工業用水道及び八代工業用水道の運営等において、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力や民間資金を活用して効率的かつ効果的な事業実施を求め、地域経済の成長や地域社会の持続的発展、有明工業用水道事業及び八代工業用水道事業の経営改善及び未利用水の有効活用等を目指すものである。

そのため、体制や運営方法、資金調達方法等の多分野に渡る民間事業者のノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、PFI 事業実施プロセスに関するガイドラインを踏まえて、競争性のある随意契約である公募型プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価した。

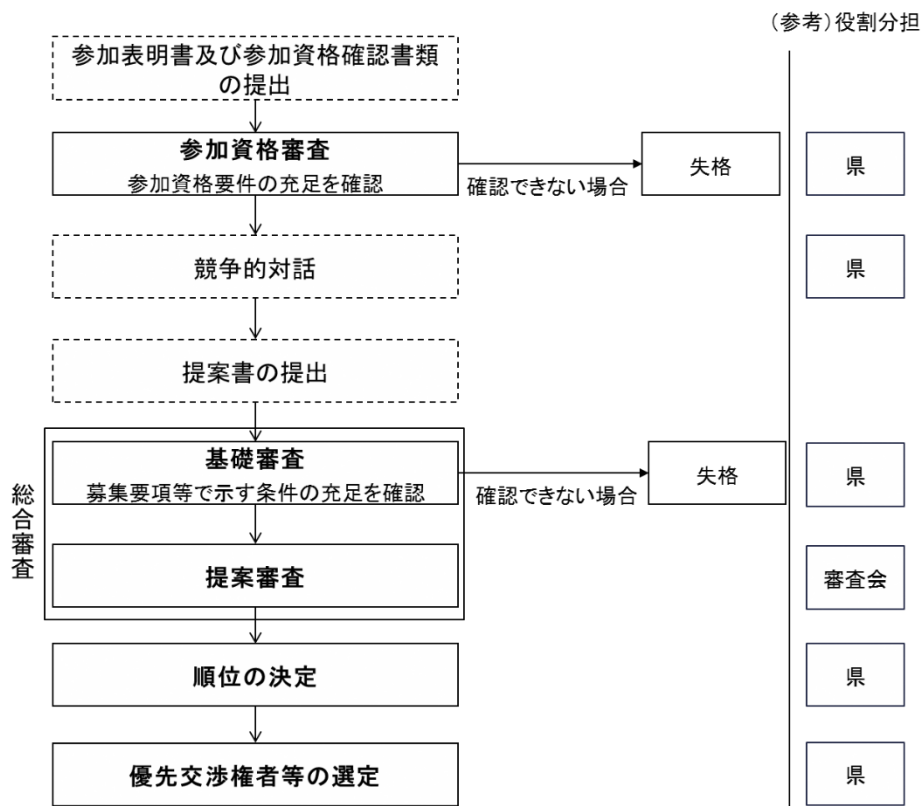
#### (1) 優先交渉権者選定の手順

優先交渉権者等を選定するにあたり、参加資格審査と総合審査を行った。

参加資格審査では、参加資格要件の充足確認を行った。

基礎審査と提案審査から構成される総合審査では、基礎審査にて募集要項等で示した条件の充足確認を行い、提案審査にて提案内容を審査した。

図表 2 審査の流れ



(2) 優先交渉権者等選定の体制及び選定経緯

県は、優先交渉権者等を選定するにあたり、PFI 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、有識者等から構成される「熊本県有明・八代工業用水道運営事業審査会」（以下「審査会」という。）を設置した。

審査会は、各応募者から提案された提案書を審査し、県は、審査会の審査結果を受けて、優先交渉権者を選定するとともに、次点交渉権者を決定した。

図表 3 熊本県有明・八代工業用水道運営事業審査会 審査委員一覧

氏名	所属・役職等
池上 恭子	熊本学園大学 商学部 教授
石井 晴夫	東洋大学 名誉教授
川越 保徳	熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 教授
渡辺 亮一	福岡大学 工学部 社会デザイン工学科 教授
三輪 孝之(※1)	熊本県 商工観光労働部 新産業振興局長（当時）
小牧 裕明(※2)	熊本県 商工観光労働部 新産業振興局長
工藤 晃	熊本県 商工観光労働部 新産業振興局 企業立地課長

(※1)人事異動により、令和 2 年（2020 年）6 月 16 日付で小牧委員に交代。

(※2)豪雨対応に伴い令和 2 年（2020 年）7 月 22 日付で工藤委員に交代。

図表 4 熊本県有明・八代工業用水道運営事業審査会 開催経緯

No	開催年月	審議内容
第 1 回	令和元年（2019 年）11 月 21 日	審査会長選出 提案及び審査方法（優先交渉権者選定基準を含む。）の審議
第 2 回	令和 2 年（2020 年）7 月 29 日	提案書類の審議
第 3 回	令和 2 年（2020 年）8 月 3 日	プレゼンテーション及び質問回答 優先交渉権者及び次点交渉権者選定の審査

(3) 参加資格審査

県は、以下の 2 応募者から参加表明書及び参加資格確認書類の提出を受け、参加資格要件の充足確認を行った。なお、審査を公平に行うため、審査過程では以下の識別名称を用いて審査を行った。

図表 5 応募者の概要

応募者名	構成企業	識別名称
日水コン・JFE エンジニアリング・水ing エンジニアリング・三菱電機・光進建設コンソーシアム	株式会社日水コン（代表企業） JFE エンジニアリング株式会社 水ing エンジニアリング株式会社 三菱電機株式会社 光進建設株式会社	ヒバリ
キラッとくまもとアクア	メタウォーター株式会社（代表企業） 株式会社熊本県弘済会 メタウォーターサービス株式会社 西日本電信電話株式会社 株式会社ウエスコ	リンドウ

県は、2 応募者に対する参加資格要件の充足確認を行った結果、全ての応募者において参加資格要件を満たしていることを確認した。

(4) 総合審査

ア 基礎審査

県は、参加資格審査を通過した2 応募者から提出された提案書について、提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか審査を行った。その結果、県はいずれの応募者も条件を充足し、提案審査の対象とすることと判断した。

イ 提案審査

審査会は、優先交渉権者選定基準に示す提案評価項目に基づき、2 応募者から提出された提案書に対して審査を行った。審査会が決定した審査結果は以下のとおりである。

図表 6 提案審査結果

大項目	中項目	小項目	配点	審査結果	
			内訳	ヒバリ	リンドウ
事業全般に関する項目	事業方針	経営方針	10.0	3.0	10.0
		業務実施方針			
	事業実施体制	経営体制	15.0	9.0	15.0
		業務実施体制			
		責任者の適性			
		人員配置計画			

大項目	中項目	小項目	配点	審査結果	
			内訳	ヒバリ	リンドウ
	モニタリング	基本的考え方	10.0	6.0	6.0
		モニタリング体制			
		経営モニタリング方法			
		業務モニタリング方法			
	資金調達・事業収支	資金調達計画	10.0	6.0	10.0
		収支計画			
		SPCの財務管理方針			
	リスク対応策	基本的考え方	10.0	6.0	10.0
		リスク管理方針			
		事業収支悪化の予防・対応策			
	危機管理	災害・事故発生の予防・対応の基本的考え方	15.0	9.0	15.0
		災害・事故発生の予防策			
		災害・事故発生の対応策			
地域経済発展への貢献	基本的考え方	20.0	20.0	12.0	
	本事業が直接的に貢献する方策				
	本事業が間接的に貢献する方策				
義務事業に関する項目	事業開始時の引継ぎ	基本的考え方	6.0	3.6	6.0
		引継ぎの方策			
	施設更新	基本的考え方	15.0	9.0	15.0
		LCC縮減の方策			
		長寿命化の方策			
	維持管理・運営	基本的考え方	15.0	9.0	15.0
		工業用水道等の供給及び運転管理の方策			
		保安全管理の方策			
		顧客管理の方策			
	事業終了時の引継ぎ	基本的考え方	6.0	3.6	3.6
引継ぎの方策					
任意事業に関する項目	任意事業における地域活性化方策	8.0	8.0	4.8	
県の財政健全化への寄与			60.0	55.8	60.0
合計			200.0	148.0	182.4

(5) 優先交渉権者の選定

審査会は、提案審査によって決定した審査結果をもとに、最優秀提案者を優先交渉権者として、次点提案者を次点交渉権者として選定した。

県は、審査会による選定結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定した。

図表 7 優先交渉権者及び次点交渉権者

優先交渉権者	キラッとくまもとアクア
次点交渉権者	日水コン・JFE エンジニアリング・水 ing エンジニアリング・ 三菱電機・光進建設コンソーシアム

#### 4 優先交渉権者の提案に基づく特定事業の評価

##### (1) 定量評価

県が自ら実施する場合の事業期間中及び事業期間終了時点の県の負債並びに事業期間中の共同管理者の費用と、選定された提案に基づき公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中及び事業期間終了時点の県の負債並びに事業期間中の共同管理者の費用を比較した結果、特定事業選定において見込んだ効果をさらに上回り、県の負債並びに共同管理者の費用の縮減効果が約 15.2 億円と確認された。

##### (2) 定性評価

優先交渉権者の提案からは以下に示すとおり定性的効果が認められた。

###### ア 経営改善及び人材育成による工業用水道事業の継続的運営

現在、有明工業用水道事業及び八代工業用水道事業は厳しい経営環境にあり、また、技術系職員の人材不足が問題化している。これに対し、運営権者が公共施設等運営事業として、長期に渡る更新及び維持管理の一体的かつ計画的な実施、人材育成、恒常的なセルフモニタリングを実施することで、経営改善と技術継承がなされ、持続可能な工業用水道事業となることが期待される。

###### イ 地域資源の活用による地元経済の持続的発展

運営権者が公共施設等運営事業として実施する体制として、地元企業が経営に関与し、県内雇用、県内企業との連携を推進する体制であることから、県内経済の持続的な発展が期待される。

###### ウ 最適なリスク管理による安定した事業運営

現在、有明工業用水道事業及び八代工業用水道事業の維持管理において想定されるリスクは県が負担している。これに対し、運営権者が公共施設等運営事業としてリスクの一部を管理することにより、リスクの軽減が図られるとともに、予防及び発現時の対応方策の効果及び効率が上がることが期待される。